

## 越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領

平成 1 6 年 2 月 2 4 日

市 長 決 裁

改正 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

改正 平成 2 3 年 1 2 月 6 日

改正 平成 3 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則（平成 1 3 年規則第 4 4 号。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、越谷市男女共同参画支援センター（第 6 条及び第 7 条において「支援センター」という。）の団体登録（以下「登録」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第 2 条 越谷市男女共同参画支援センターに登録しようとする団体は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 男女共同参画に関する活動団体をはじめ、ワークーズ・コレクティブ、地域づくり、国際交流、福祉、環境、教育等の活動を通して男女共同参画に関する活動をしていること。
- (2) 市の定める男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の構築に向け、市と協働して施策や事業を推進していく意欲を有していること。
- (3) 活動の場所が主に市内であること。
- (4) 会員数が 5 名以上で、会員の半数以上が市内に住所を有していること。
- (5) 営利、宗教又は政治活動を目的としない団体であること。

(登録の申請)

第 3 条 団体の登録は、毎年 4 月 1 日を基準日として年 1 回申請を受け付

ける。登録を希望する団体は、支援センター団体登録申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 団体規約
  - (2) 団体役員名簿
  - (3) 活動実績書
  - (4) 活動計画書
  - (5) 会費を徴収している団体においてはその会計内容が明らかになるものの
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- (登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、基準日から翌年の3月31日までとする。

(登録の決定)

第5条 市長は第3条の申請があったときは、書類を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、登録すると決定したときは、当該申請団体を団体登録名簿に記載し、支援センター団体登録証を交付するものとする。

3 市長は、登録しないと決定したときは、その理由を当該申請団体に通知するものとする。

(登録団体への支援)

第6条 市長は、登録団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する講座等の情報提供
- (2) 支援センター内への登録団体の情報誌及び講座等のチラシの配架並びに掲示
- (3) 支援センターセミナールーム及び作業室の利用

(登録団体の役割)

第7条 登録団体は、支援センターでの活動において、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 支援センターが開催する登録団体会議への出席

- (2) 支援センターにおける男女共同参画に関する活動の報告
- (3) 周年記念事業をはじめとする、支援センター実施事業への参加及び協力
- (4) その他男女共同参画社会の構築に向けた、支援センターとの協働  
(廃止・変更の手続き)

第 8 条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、団体登録廃止・変更届（第 1 号様式）を市長に届け出るものとする。

- (1) 団体を解散したとき。
- (2) 第 2 条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (3) 第 3 条第 1 号に定める事項に変更が生じたとき。
- (4) 代表者の氏名、住所及び団体の連絡先に変更が生じたとき。  
(登録の取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条各号の規定に該当するにもかかわらず、届け出ないとき。
- (2) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 団体の施設使用方法が不適當と認めるとき。
- (4) この要領の趣旨に反する行為があったと認めるとき。  
(委任)

第 1 0 条 この要領の実施に関し必要な事項は、人権・男女共同参画推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日から施行し、改正後の越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日以後の団体登録について適用する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領の規定により団体登録をした団体は、この要領による改正後の越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領の相当規定により登録された団体とみなす。この場合において、当該登録された団体とみなされる団体の団体登録の有効期限は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

男女共同参画支援センター団体登録廃止・変更届

年 月 日

越谷市長 宛

ふ り が な

団体名

ふ り が な

代表者名

住 所

連絡担当者  
又は責任者

電話番号

越谷市男女共同参画センター団体登録の廃止・変更があったので、越谷市男女共同参画支援センター団体登録要領第 8 条の規定により、届け出ます。

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 代表者名         | 変更前   |  |
|              | 変更後   |  |
| 住所及び<br>連絡先  | 変更前   |  |
|              | 変更後   |  |
| そ の 他        | 変更内容  |  |
| 廃止・変更<br>年月日 | 年 月 日 |  |